契 約 書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関が両法に基づいて患者の施術を行うについて、長崎市(以下「甲」という。)と柔道整復師_____(以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

- 第1条 乙は、生活保護法による指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。
- 第2条 この契約によって行う施術の範囲は、骨折、脱臼、打撲及び捻挫に対する必要最小限度の施術 (単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は対象外)とする。
- 2 前項の場合において、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得た場合に限る。この場合、施術録にその旨記載するものとする。
- 第3条 施術料は、生活保護法による医療扶助運営要領(昭和36年9月30日付け社発第727号厚 生省社会局長通知)の施術料金の算定方法のとおりとする。
- 第4条 乙は、この契約書による施術に関する施術録をその他の施術録と区別して作成し、必要な事項を記載したうえで、これを完結の日から5年間保存しなければならない。
- 第5条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または甲の職員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録 その他の帳簿書類を検査させることができる。
- 第6条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、又はきたす おそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。
- 第7条 この契約の有効期間は、契約日から 年3月31日までとする。
- 第8条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者いずれか一方より何等の意思表示をしないときは、 終期の翌月において向う1箇年契約を更新したものとみなす。
- 第9条 この契約の締結後、指定施術機関として指定された乙が、指定の廃止または辞退をしたとき、または、甲が乙の指定の取り消しをしたときは、第7条の規定にかかわらず、廃止日、辞退日または取消日の翌日をもってこの契約は失効するものとする。ただし、指定施術機関の施術者である乙の住所地の変更により指定を廃止し、廃止日の翌日付で新たに指定を受ける場合はこの限りではない。
- 第10条 この契約の締結後、生活保護法等の改正によりこの契約の内容に変更等が生じた場合は、第7条の規定にかかわらず、甲から乙へ通知の上、契約の変更を行うか、または、甲乙間において改正後の内容における新たな契約(以下「新契約」という。)を締結し、新契約の締結日の前日をもってこの契約は失効するものとする。
 - この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

- 甲 長崎市魚の町4番1号 長崎市代表者 長崎市長
- 乙 柔道整復師 住所 氏名

囙